

<自由論題>

日米コミュニティバンクにおける効率性の相違の検討

鈴木誠(文教大学)

本報告は、日米におけるコミュニティバンクの効率性に焦点を当て、その相違について論じるものである。わが国でも、米国においても、コミュニティバンクとリレーショナルバンクが同列に取り上げられ、混同して用いられる場合も少なくない。本研究の対象とするコミュニティバンクは、米国のFDIC「連邦預金保険機構」の調査報告において定義を踏襲することとした。

米国では前述のFDICによるコミュニティバンクに関する詳細な分析が行われている。まず、コミュニティバンクを定義するに当たり、以下の5つのステップを経て、最終的にコミュニティバンクが選ばれ、定義される。第1として、持ち株会社の下すべての金融会社を集計し、財務報告や拠点数を計測する。第2 にとっては総資産の半分以上が特定の専門銀行部門によって占められる場合は除外する。第3 として総資産貸出金比率が 1/3 を上回り、かつコア預金が総資産の 1/2 を上回ることが求められる。第4 として限定された地域での営業をあること、そして、第5 として一定規模の資産額未満であることが条件とされる。閾値となる資産額は計測される年によって相違する。例えば 2010 年では 10 億ドルとされる。以上から、2010 年調査では、6524 行がコミュニティバンクと定義された。

わが国ではコミュニティバンクというと、地方に拠点を有する地方銀行、第二地方銀行やさらに、地域が限定的とされる信用金庫、信用組合などのほか、労働金庫やJAバンクなどが包含される。これら組織は設置根拠に基づく営業制約などもあり、ひとまとめに論じることは困難である。そこで、本研究では、FDICによるコミュニティ銀行の定義に適合する機関として、協働組織金融に焦点を当て、信用金庫、信用組合、そしてJAバンクを分析対象とした。

本報告では、FDICの調査に基づく、米国のコミュニティバンクの経営効率性を概観し、ここで取り上げたわが国の協働組織金融の特徴を観察するとともに、日米の相違について論じる。